

新築建築物への太陽光発電導入・高断熱化促進制度 中間案についてご意見をお寄せください

提出方法

電子申請にて提出いただくか、「ご意見提出様式」もしくは任意の様式に、ご意見・氏名・住所（法人・団体の場合は法人・団体名・代表者名・所在地）を記入し、郵送・ファクス・Eメールのいずれかの方法でご提出ください。

電子申請： 下記URL又は右の二次元コードから入力ください。

<URL> <https://logoform.jp/f/gXZO1>



郵 送： 〒980-8671（住所記入不要） 仙台市環境局脱炭素経営推進課

ファクス： 022-214-5378

Eメール： kan007150@city.sendai.jp

（件名を「**太陽光発電導入等促進制度中間案意見**」としてください）

※ 上記の提出方法によることが難しい場合には、別途可能な方法についてご相談ください。

募集期間

令和7年9月29日（月曜日）から10月31日（金曜日）まで【必着】

資料配布場所・閲覧場所

市政情報センター（市役所本庁舎2階）/各区役所（総合支所）総合案内/
宮城野区・若林区・太白区情報センター/各市民センター/せんだい環境学習館たまきさんサロン/
各環境事業所/脱炭素経営推進課 など

また、市ホームページでもご覧いただけます。

（「ご意見提出様式」も下記ページからダウンロードできます。）



<URL> <https://www.city.sendai.jp/ondanka/kurashi/machi/kankyohozen/chosa/sokushinseido.html>

留意事項

- 電話や窓口など、口頭によるご意見の受付はいたしませんのでご了承ください。
- 氏名・住所等の個人情報につきましては、適切な管理を行い、他の目的に利用することはありません。
- お寄せいただいたご意見につきましては、個人が特定できないよう内容を編集し、ご意見に対する市の考え方とあわせて、後日、市ホームページで公表する予定です。
なお、個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

お問い合わせ先

仙台市環境局脱炭素経営推進課

〒980-8671 仙台市青葉区二日町6-12 MSビル二日町5階

電 話：022-214-8057 / ファクス：022-214-5378

Eメール： kan007150@city.sendai.jp

※ この冊子はリサイクルできます。「雑誌・雑がみ」に分別しましょう。

新築建築物への太陽光発電導入 ・高断熱化促進制度 中間案【概要版】

みなさまからのご意見を募集します。

<意見募集期間>

令和7年9月29日（月曜日）から10月31日（金曜日）まで【必着】

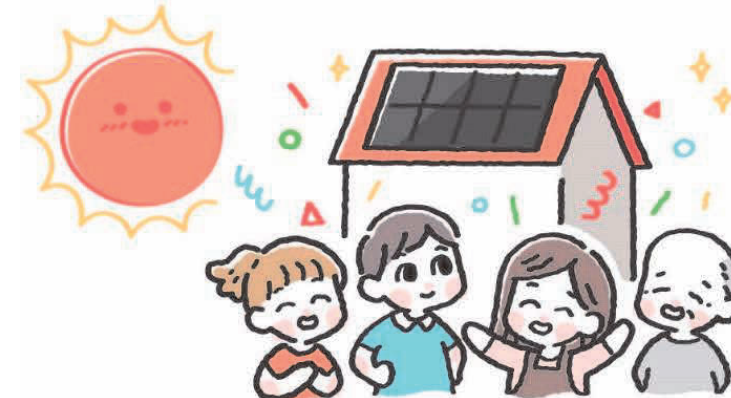
※提出方法などは裏表紙をご覧ください。

制度検討の趣旨

脱炭素社会の実現が喫緊の課題となる中、再生可能エネルギーのさらなる普及拡大に向けては、大規模な森林伐採を伴うメガソーラーではなく、建築物の屋根等を活用した太陽光発電の導入を推進していく必要があります。また住宅の断熱化は、脱炭素のみならず、健康で快適な暮らしを確保する観点からも重要です。

このため、本市では、新築建築物への太陽光発電の導入や高断熱化を促進するための新たな制度の導入に向け、具体的な制度内容の検討を進めています。

本制度は事業者等に一定の取り組みを義務付けるものの、罰則は設けないことや、求める太陽光発電の導入量などは過度なものとしないう留意し、事業者等の取り組みを後押しする仕組みとしています。



令和7年9月
仙台市



中小規模建築物向け制度

※延床面積2,000㎡未満の建築物（主に戸建住宅や共同住宅、店舗など）

対象事業者 中小規模建築物を市内で年間に延床面積の合計で5,000㎡以上新築する建築事業者（ハウスメーカー等）
※対象事業者以外も任意での参加が可能です

本編:P.9

太陽光発電の導入 対象事業者は、年間に新築する建築物において、以下の算定式で求めた**設置基準量以上となるよう、太陽光発電を導入する必要があります**

本編:P.11~14

$$\text{設置基準量 (kW)} = \text{設置可能棟数 (棟)} \times \text{算定率 (70\%)} \times \text{棟あたり基準量 (2kW/棟)}$$

イメージ

$$\text{設置基準量: } 100\text{棟} \times 70\% \times 2\text{kW/棟} = 140\text{kW}$$



4kWを 20棟に設置 ⇒ 80kW
2kWを 40棟に設置 ⇒ 80kW
設置しない住宅 40棟 ⇒ 0kW

合計設置容量
160kW > 設置基準量 (140kW)
⇒ **基準適合**

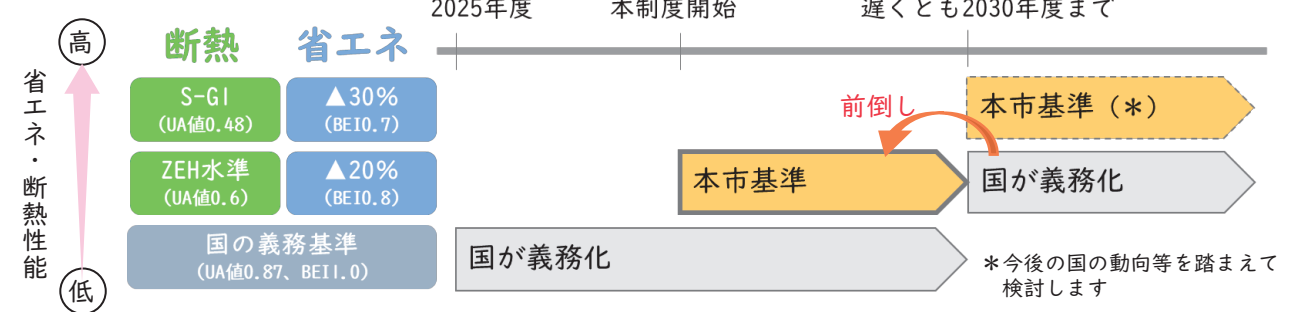
※新築する全ての建物に設置を求めるものではありません

省エネ
断熱基準

本編:P.15~16

- 対象事業者は、**新築する全ての建築物で**、国が2030年度までに引き上げるとしている**基準を前倒して達成**する必要があります
- 国の基準見直し後に、本市基準の引き上げを行います

【住宅の場合】



報告・公表等

本編:P.19~20

- 対象事業者は、前年度の取り組み結果を市に報告し、市はその結果をホームページで公表します
- 積極的に取り組む事業者は**評価・表彰**し、取り組みを後押しします
(本制度は事業者の取り組みの促進を目的とするため、**罰則の規定は設けません**)



大規模建築物向け制度

※延床面積2,000㎡以上の建築物（主にマンションやオフィスビルなど）

対象者 大規模建築物を**新增改築する建築主**
(増改築にあつては、増改築する部分の延床面積が2,000㎡以上となる場合に対象)
※対象者以外も任意での参加が可能です

本編:P.23

太陽光発電の導入 対象とする建築物において、以下の算定式で求めた**設置基準量以上となるよう**（下限値未満・上限値以上の場合は下限または上限値を採用）、**太陽光発電を導入する必要があります**

本編:P.24~27

$$\text{設置基準量 (kW)} = \text{①②のいずれか小さい方の面積 (㎡)} \times \text{面積あたり算定量 (0.15kW/㎡)}$$

① 建築面積の5%
② 建築面積から太陽光パネルの設置が困難な部分を除外した面積

延床面積	2,000~5,000㎡未満	5,000~10,000㎡未満	10,000㎡~
基準量の下限値/上限値	3kW / 9kW	6kW / 18kW	12kW / 36kW

例: 建築面積600㎡・延床面積4,500㎡のマンションの場合

$$\text{算定式: } 600\text{㎡} \times 5\% \times 0.15\text{kW/㎡} = 4.5\text{kW}$$

下限・上限値との比較: 下限3kW < 4.5kW < 上限9kW

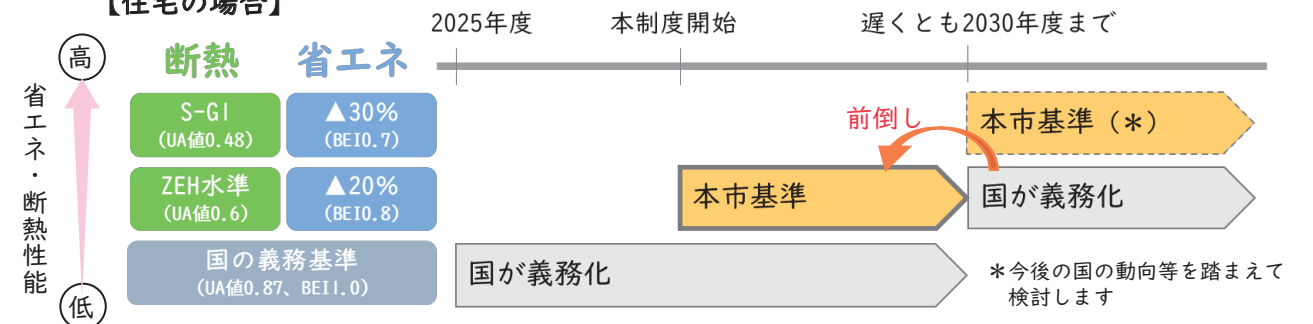
設置基準量
4.5kW以上の導入が必要

省エネ
断熱基準

本編:P.28~29

- 対象の建築物は、国が2030年度までに引き上げるとしている**基準を前倒して達成する必要があります**
- 国の基準見直し後に、本市基準の引き上げを行います

【住宅の場合】



報告・公表等

本編:P.32~33

- 対象となる建築主は、建築確認の申請前に、市に計画書を提出し、市はその内容をホームページで公表します
- 積極的に取り組む建築主は**評価・表彰**し、取り組みを後押しします
(基準に適合しない場合でも、建築を制限するなどの**罰則の規定は設けません**)

Q & A

Q1: 太陽光発電設備の導入費用はどのくらいかかりますか?

A1: 4kWの太陽光発電設備の導入費用は118万円程度とされており、光熱費の削減効果と余剰電力の売電収入により、**約13年でコスト回収が可能**です。また、日中の在宅時間が長い世帯では、11年程度での回収も可能です。
なお、補助制度についても現在検討中です。

【本編:P.37】

Q2: 太陽光発電の導入や高断熱化によるメリットはありますか?

A2: 太陽光発電を導入したZEH(ゼッチ)住宅は、国の義務基準の住宅に比べて、初期投資は増加しますが、光熱費の削減効果等により、**30年間で約108万円のコストメリット**があると試算されます。
また、高断熱住宅は、季節を問わず**快適に過ごせること**や、**ヒートショックのリスク低減**、**結露が少なくカビ・ダニの発生が抑制**できるといったメリットもあります。

【本編:P.38~39】

Q3: 制度はいつから始まりますか?

A3: 令和7年度中に関係条例を改正し、一定の周知期間を経て、**令和9年度からの制度施行を予定**しています。

【本編:P.35】



制度の詳細
(中間案本編)は、
こちらをご覧ください